令和　　年　　月　　日

大田区立糀谷中学校長　様

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

請求者(保護者)氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

生　徒　氏　名　　年　　組　　番

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）交付請求書

下記のとおり、学割証の交付を請求します。

記

１．生徒の身分証明書番号　　第＿＿＿＿＿＿号　（生徒手帳の番号）

２．生徒の生年月日　　＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日（＿＿＿才）

３．旅行の理由　　**旅行の理由は、必ず裏面 1.(1)～(7) をご確認ください。**

（○を付ける）　　帰省　・　受験等　・　傷病の治療等

家族旅行の随伴　・　その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

４．旅行の期間　　＿＿＿月＿＿＿日　～　＿＿＿月＿＿＿日（＿＿＿日間）

５．乗車船区間　　＿＿＿＿＿駅から　＿＿＿＿＿駅まで（＿＿＿＿＿経由）

１枚の学割証で、往復きっぷを購入できます。

６．必要枚数　　１枚　・　２枚　（どちらかに○を付ける）

※　学割証は、旅客鉄道株式会社（ＪＲ各社）線の乗車船区間が片道 100km を超える場合に使用できます（運賃が２割引になります）。

※　学割証は、特定の乗車券を購入する際に使用できます（通学定期券は購入できません）。

※　学割証は、制度の目的に沿わない旅行理由の場合、請求があっても発行できないことがありますので、ご了承ください。

※　学割証は、交付までに、閉校日を除く３日程度を要しますので、ご了承ください。

事務処理欄　　(契印)　　(契印)

担任承認	発行番号 No.　　No.
	発行年月日 年　　月　　日

2010.3

～～～学割証のご請求にあたり、ご参考ください～～～

（平成１８年５月　日本学生支援機構Ｑ＆Ａから抜粋）

１．学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の発行が可能な旅行の目的

学割証は、学生・生徒の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度ですので、以下の目的をもって旅行する必要があると認められる場合に限り、発行することができます。

（１）休暇、所用による帰省
（２）実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
（３）学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
（４）就職又は進学のための受験等
（５）学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
（６）傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
（７）保護者の旅行への随行

２．学割証の対象の鉄道会社等

学割証は、旅客鉄道株式会社（ＪＲ各社）が自社の利用に関して発行しているものですので、旅客鉄道株式会社（ＪＲ各社）のみが対象です。

３．卒業生に対する学割証の発行

学生・生徒の在籍期間の使用に対して発行できます。ただし、この場合には有効期限は３か月ではなく、在籍期間の終期までになります。

※在籍期間は、入学年度の初日（４月１日）～卒業年度の末日（３月３１日）となります。

４．往復して旅行する場合の学割証の必要枚数

学生・生徒が「往復乗車券」を購入する場合は、学割証は１枚で済みます。

※きっぷ等の有効期限や乗車券等の詳細については、旅客鉄道株式会社（ＪＲ各社）の窓口等へお問い合わせください。